

令和元年鞍手町議会第8回定例会会議録（第1号）						
令和元年12月4日						
招集場所	鞍手町役場議事堂					
開閉会日時 及び宣告	開 会 開 議				議 長	
	令和元年12月4日 午後1時00分				星 正 彦	
	閉 会 開 議				議 長	
	令和元年12月4日 午後1時30分				星 正 彦	
出席及び 欠席議員	議席 番号	氏 名	出欠 の別	議席 番号	氏 名	出欠 の別
	1	添 田 政 勝	出 欠	1 1	西 藤 典 子	出 欠
	2	野 口 美 恵 子	出 欠	1 2	的 野 信 之	出 欠
	3	田 中 二 三 輝	出 欠	1 3	須 山 由 紀 生	出 欠
	4	宇 田 川 亮	出 欠			
	5	新 谷 留 晴	出 欠			
	6	篠 原 哲 哉	出 欠			
	7	星 正 彦	出 欠			
	8	有 働 徳 仁	出 欠			
	9	栗 田 美 和	出 欠			
10	許 斐 英 幸	出 欠				
出席	13人					
欠席	0人					
欠員	0人					
会議録署名 員	1 2	的 野 信 之		1 3	須 山 由 紀 生	

職 務 出 席	議会事務局 局長	武 谷 朋 視	出 欠	議会事務局 局次長	長 浦 良	出 欠
	町 長	岡 崎 邦 博	出 欠	会計課長	櫻 井 順 子	出 欠
	教育長	栗 田 ゆかり	出 欠	建設課長	松 永 憲 昌	出 欠
	総務課長	三 戸 公 則	出 欠	政策推進 課 長	藤 原 光 徳	出 欠
	福祉人権 課 長	石 井 通 稔	出 欠	地域振興 課 長	立 石 一 夫	出 欠
	税務住民 課 長	梶 栗 恭 輔	出 欠	上下水道 課 長	原 敏 勝	出 欠
	農政環境課長 兼農業委員会 事務局長	筒 井 英 和	出 欠	教育課長	古 後 憲 浩	出 欠
	保険健康 課 長	芝 野 英 和	出 欠			
	出席者の 職氏名					
議 事 日 程	別 紙 の と お り					
付 議 事 件	別 紙 の と お り					
会 議 経 過	別 紙 の と お り					

## 令和元年第8回鞍手町議会定例会議事日程

12月4日 午後1時開議

### 第1号

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議案第72号 鞍手町教育委員会委員の任命
- 日程第4 議案第73号 鞍手町立保育所送迎バス利用者負担に関する条例
- 日程第5 議案第74号 鞍手町一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第6 議案第75号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第7 議案第76号 鞍手町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第8 議案第77号 鞍手町保育所設置条例の一部を改正する条例
- 日程第9 議案第78号 鞍手町水道事業給水条例の一部を改正する条例
- 日程第10 議案第79号 令和元年度鞍手町一般会計補正予算（第4号）
- 日程第11 議案第80号 令和元年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第12 議案第81号 令和元年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第13 議案第82号 鞍手町工場等設置奨励に関する条例に基づく令和元年度固定資産税の課税免除
- 日程第14 議案第83号 鞍手町営葬斎場の指定管理者の指定
- 日程第15 議案第84号 鞍手町衛生センターの指定管理者の指定
- 日程第16 議案第85号 鞍手町道路線の認定

令和元年12月4日（第1日）

開議 13時00分

○議長 星 正彦君

只今から、令和元年第8回鞍手町議会定例会を開会いたします。

町長より行政報告の申し出がありますのでこれを許可します。

町長。

○町長 岡崎 邦博君

今回2件について行政報告を行います。

まず、旧西川第1保育所の利活用について行政報告をいたします。

旧西川第1保育所は平成30年度末をもって廃止しておりますが、その利活用につきましては保育施設という特性から「第5次鞍手町総合計画」に掲げる障害児通所施設誘致に適した施設であると判断し、障害児通所支援事業を行う事業者等を対象に公募型プロポーザルを実施しました。

当該プロポーザルには、町外から1事業者の応募があり、選定に当たっては総務課長を審査委員長とする審査委員会により、厳正なる審査を行いました。

その結果、ベストサポート株式会社を個別交渉順位1位とし、交渉のうえ、9月9日賃貸借契約書を締結いたしました。

同社は、飯塚市に本社があり、障害児通所施設等を運営されるなど、県内で広く障害福祉サービス事業を展開されており、年内のサービス開始に向けて一部改修工事など鋭意準備を進められています。

以上、旧西川第1保育所の利活用について行政報告を終わります。

次に、乗合バス路線の廃止及び一部区間廃止の申し入れについて行政報告をいたします。

現在、本町内で乗合バス2路線を運行している西鉄バス筑豊株式会社から、令和2年9月30日をもって「直方～鞍手～宗像線」の廃止及び「直方～鞍手～遠賀線」の一部区間廃止の申し入れがありました。

「直方～鞍手～宗像線」は直方市を起点に本町内の中山口から新北、新延、永谷等を通過し、宗像市を終点とする20.4キロの路線であり、通勤や通学、通院など町民の直方、宗像両市の広域移動手段として長い間利用されており、当該路線の廃止が実施されれば多大な影響があるものと推察されます。

また、「直方～鞍手～遠賀線」は、直方市を起点に、町内の中山から猪倉、木月、古門を通過し、遠賀町を終点とする22.8キロの路線であります。

今回の申し入れは「直方市植木～中山口」間の3.2キロの一部区間廃止であり、これが実施されれば町内の中山「京ノ上バス停」が廃止となり、当該バス停を利用されている町民にも大きな影響があるものと考えられます。

両路線については、利用者の減少等により収益の悪化が続き、現在、国、県及び関係市町

で赤字額を補填し運行を継続していますが、今回の廃止及び一部廃止の申し入れは慢性的な乗務員不足が大きな要因であり、路線維持は困難であるとの見解でありました。

本町としましては、県及び関係市町と連携し、路線維持を強く要望するとともに、廃止等が実施された場合を想定し、代替交通の確保・維持に向けた調査・検討を続けていきたいと考えております。

以上、乗合バス路線の廃止及び一部区間廃止の申し入れについて行政報告を終わります。

#### ○議長 星 正彦君

まず、町長より提出されております平成30年度教育委員会点検評価の報告及び公民館大規模改修事業、鞍手町中央公民館空調設備改修工事請負契約状況の報告、並びに、鞍手町防災行政無線屋外局新設工事2工区請負契約の状況の報告と、監査より提出されております例月現金出納検査報告書をお手元に配布していますのでご確認下さい。

次に、本日まで受理しました陳情1件はお手元に配布しています陳情文書表のとおり所管の常任委員会に付託しますので報告しておきます。

これより日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により議長において、12番議員 野信之議員及び13番議員 須山由紀生議員を指名します。

次に、日程第2 会期の決定を議題とします。

今期定例会の会期は、本日から12月17日までの14日間としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって会期は本日から12月17日までの14日間に決定しました。

次に進みます。

日程第3 議案第72号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

#### ○町長 岡崎 邦博君

日程第3 議案第72号につきまして提案説明を申し上げます。

日程第3 議案第72号は、鞍手町教育委員会委員の任命であります。

本議案は、現鞍手町教育委員会委員である堀角泰正氏の任期が、本年12月14日をもって満了することから、同氏を再任するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条 第2項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

なお、委員の任期は4年であり、別紙で同氏の任命理由及び略歴書を添付しておりますのでご参照下さい。

以上が、日程第3 議案第72号の提案説明であります。

ご審議の上、ご協賛のほど、よろしく願いいたします。

○議長 星 正彦君

これから質疑を行います。

議案第72号について質疑はありませんか。

田中二三輝議員。

○3番 田中 二三輝君

まず、この堀角氏を再度任命ということでございますが、教育委員への保護者の選任というのが義務付けられているということでございますので、この方が適任だろうということでの選出かとは思いますが、任命理由の中で、中学校2年生の方がおられるということでございます。任期期間中にこの方は卒業されるわけですが、任期期間中にこの方がそういった小中学生の保護者としての資格を損するということになると思いますが、その辺はどのように運営されているのか教えて下さい。

○議長 星 正彦君

教育課長。

○教育課長 古後 憲浩君

堀角委員の任命理由についてお答えいたします。

田中議員がおっしゃるとおり、第二子の方が中学校2年生となっておりますが、規定では高校生まで入ることになっておりますので、それを勘案いたしまして4年間とさせていただきます。以上でございます。

○議長 星 正彦君

田中二三輝議員。

○3番 田中 二三輝君

高校生まで入ることになっているわけですね。私の認識では小中学生という認識でございましたので大変失礼いたしました。ありがとうございました。

○議長 星 正彦君

他に質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで質疑を終わります。

お諮りします。

議案第72号については、会議規則第38条 第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第72号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。

議案第72号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第72号 鞍手町教育委員会委員の任命を採決します。

教育委員会委員に堀角泰正氏の任命に同意することに賛成の方は挙手を願います。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第72号は同意することに決定しました。

ここでしばらく休憩します。

休憩 13時13分

再開 13時14分

○議長 星 正彦君

会議を再開します。

次に進みます。

日程第4 議案第73号から日程第9 議案第78号までの6件を一括して議題とします。  
提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長 岡崎 邦博君

日程第4 議案第73号から日程第9 議案第78号までの6件につきまして一括して提案説明を申し上げます。

日程第4 議案第73号は、鞍手町立保育所送迎バス利用者負担に関する条例であります。

本議案は、「鞍手町立保育所統合に係る基本構想」に基づき、令和2年4月より統合保育所となる古月保育所への送迎バスの利用者負担金を児童の保護者から徴収するにあたり、地方自治法第228条の規定により必要な事項を条例で制定するものであります。

次に、日程第5 議案第74号は、鞍手町一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例であります。

本議案は、令和元年8月7日付けの人事院勧告に基づき、国家公務員の一般職の職員の給与に関する法律等の一部が改正されたことに伴い所要の改正を行うものであります。

次に、日程第6 議案第75号は、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例であります。

本議案は、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に基づき、会計年度任用職員制度が導入されたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

次に、日程第7 議案第76号は、鞍手町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例であります。

本議案は、災害弔慰金の支給等に関する法律が改正されたことに伴い、所要の改正を行う

ものであります。

次に、日程第8 議案第77号は、鞍手町保育所設置条例の一部を改正する条例であります。

本議案は、「鞍手町立保育所統合に係る基本構想」に基づき、令和2年3月31日をもって、剣第1保育所を廃止するため所要の改正を行うものであります。

次に、日程第9 議案第78号は、鞍手町水道事業給水条例の一部を改正する条例であります。

本議案は、水道法の一部を改正する法律が施行され、指定給水装置工事事業者の指定の更新制度が設けられたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

以上が、日程第4 議案第73号から日程第9 議案第78号までの提案説明であります。

ご審議の上、ご協賛のほど、よろしく願いいたします。

**○議長 星 正彦君**

本案に対する質疑は後日行います。

次に、日程第10 議案第79号から日程第12 議案第81号までの3件を一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

**○町長 岡崎 邦博君**

日程第10 議案第79号から日程第12 議案第81号までの3件につきまして一括して提案説明を申し上げます。

日程第10 議案第79号は、令和元年度鞍手町一般会計補正予算第4号であります。

本補正予算は、歳出では3款 民生費において障害者自立支援医療費の増加が見込まれることに伴い扶助費等を追加するほか、所要の補正を行っております。

4款 衛生費においては、照明器具の安定器等に含まれるPCB廃棄物の処理費を追加するほか、所要の補正を行っております。

12款 公債費においては、地方債の利率見直しに伴い、償還利子の減額を行っております。

また、各款に共通する事項として、人事院勧告に基づく給与改正に伴い人件費に所要の補正を行っております。

一方、歳入では、障害者自立支援医療費の増加に対する財源として国庫支出金及び県支出金に所要額を追加するほか、所要の補正を行っております。

そして、これらの要因により、今回の補正第4号におきまして余剰財源が生じたので、歳入側で財政調整基金からの繰入金を525万2千円減額することで補正要因を調整しております。

その結果、歳入歳出それぞれ546万3千円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ80億7,056万3千円としております。

次に、日程第 1 1 議案第 8 0 号は、令和元年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算第 3 号であります。

本補正予算は、総務費のシステム保守委託料、保険給付費を増額し、基金積立金を減額するもので、これらの増減に伴い県支出金などの補正要因を調整し、歳入歳出それぞれ 9 1 万 5 千円を追加して、予算総額を歳入歳出それぞれ 1 8 億 5, 4 5 0 万 7 千円としております。

次に、日程第 1 2 議案第 8 1 号は、令和元年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計補正予算第 2 号であります。

本補正予算は、人件費及び償還利子並びに消費税及び地方消費税等が確定したことに伴う補正要因を調整し、歳入歳出それぞれ 1 8 3 万 4 千円を減額し、予算総額を歳入歳出それぞれ 9 億 3, 6 7 3 万 6 千円としております。

以上が、日程第 1 0 議案第 7 9 号から日程第 1 2 議案第 8 1 号までの提案説明であります。

ご審議の上、ご協賛のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 星 正彦君

本案に対する質疑は後日行います。

次に、日程第 1 3 議案第 8 2 号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長 岡崎 邦博君

日程第 1 3 議案第 8 2 号につきまして提案説明を申し上げます。

日程第 1 3 議案第 8 2 号は、鞍手町工場等設置奨励に関する条例に基づく令和元年度固定資産税課税免除であります。

本議案は、鞍手町工場等設置奨励に関する条例の規定に基づく令和元年度分の固定資産税の課税免除申請が企業 1 社から提出されましたので、課税免除措置を講じるものであります。

以上が日程第 1 3 議案第 8 2 号の提案説明であります。

ご審議の上、ご協賛のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 星 正彦君

本案に対する質疑は後日行います。

次に、日程第 1 4 議案第 8 3 号から日程第 1 6 議案第 8 5 号までの 3 件を一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長 岡崎 邦博君

日程第 1 4 議案第 8 3 号から日程第 1 6 議案第 8 5 号までの 3 件につきまして、一括して提案説明を申し上げます。

日程第 1 4 議案第 8 3 号は、鞍手町営葬祭場の指定管理者の指定であります。



本議案は、鞍手町営葬祭場の施設管理業務を効果的かつ効率的に行うため、平成18年10月1日より指定管理者制度を導入しておりますが、今回平成27年から5年間の指定期間が令和2年3月31日をもって満了することから、4月以降の指定管理者を選定するため、「鞍手町公の施設に係る指定管理者指定手続き等に関する条例」に基づき、指定管理者の公募、選考を行った結果、宗像市の「有限会社富士サービス」を同施設の指定管理者の候補者として選定しましたので、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めらるるものであります。

なお、指定期間は令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5年間としています。

次に、日程第15 議案第84号は、鞍手町衛生センターの指定管理者の指定であります。

本議案は、議案第83号と同様に、鞍手町衛生センターの指定期間が令和2年3月31日をもって満了することから、4月以降の指定管理者を選定するため、「鞍手町公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例」に基づき、指定管理者の公募、選定を行った結果、町内の「株式会社タケマツ環境」を同施設の指定管理者の候補者として選定しましたので、地方自治法第244条2第6項の規定により、議会の議決を求めらるるものであります。

なお、指定期間は、令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5年間としています。

次に、日程第16 議案第85号は、鞍手町道路線の認定であります。

本議案は、県道直方～鞍手線 猪倉工区の工事に伴い、バイパス予定である県道の旧道部分を新規認定路線541号、石橋線として町道に認定するものです。

以上が、日程第14 議案第83号から日程第16 議案第85号までの提案説明であります。

ご審議の上、ご協賛のほど、よろしくお願いいたします。

#### ○議長 星 正彦君

本案に対する質疑は後日行います。

この際、休会についてお諮りします。

明日5日から8日までの4日間を休会としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって明日5日から8日までの4日間を休会とすることに決定しました。

以上をもって本日の日程は全部終了しました。

本日はこれをもって散会します。

閉会 13時30分